

【開発行為等の計画申出に係る事務処理要領】運用補足説明

1. 対象とする開発行為等（事務処理要領第3）について

対象とする開発行為等は、事務処理要領第3のとおりであるが、住民に大きく影響があり地元での調整が必要になるもの、また行為の内容により、関係部署と協議調整が必要と思われるものを対象とする。

原則として面積、建築戸数等に関係なく計画の全てについて提出を求める。

※申出対象行為

(1) 環境保全に影響を与えるおそれのある新、増、改築事業

- ①工場建設
- ②廃棄物処理施設建設
- ③レジャー施設建設
- ④携帯電話等の基地局建設
- ⑤集合住宅、店舗の建設
- ⑥土砂の採取事業（採石場建設）
- ⑦資材置場の建設（住民環境に及ぼす影響を鑑み、判断する）
- ⑧土地の大規模な開墾
- ⑨木竹の大規模な伐採
- ⑩その他（倉庫等）

(2) 善良な風俗、環境を損なうおそれのある建築物及び自動販売機の設置

- ①ホテル及びモーテルに類する施設
- ②児童・生徒の健全育成に悪影響を及ぼすと考えられる自動販売機の設置
- ③その他

(3) 住宅団地等の造成

2. 【上田市景観条例による大規模行為の届出】との兼合い

建築物、工作物、広告物、土地の形質の変更、土石類の採取、屋外における物品の集積又は貯蔵に関する一定規模以上の行為は、別途、【大規模行為の届出】が必要。届け出先窓口は本庁都市計画課景観係とする。

3. 提出書類・部数

(1) 提出書類

- ・開発行為等計画申出書（別紙様式）
- ・位置図（案内図）
- ・公図の写し
- ・建物配置計画図
- ・平面図
- ・立面図
- ・その他（関係自治会長（区長）の意見、同意書）

(2) 提出部数 1部